

## 《ステップ4》

### 用語のポイント

#### ①「相続」とは

相続は、原則として、死亡により開始します。そして、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に関する一切の権利義務を承継（＝引継ぐ）ことになります。

通常は、すべての財産・負債を相続します。これを『単純承認』といい、相続人全員（相続放棄した方を除く）で財産の分割を協議して相続します。

これに対して、財産よりも負債が多いケースでは、一切の財産・負債を相続しない『相続放棄』や、財産の範囲内で債務を負担する『限定承認』という方法もありますが、この二つの方法はいずれも3か月以内に家庭裁判所への申し出が必要になります。

\*『相続放棄』はお一人でも申し出が可能ですが、『限定承認』は全ての相続人の同意が必要になります。

#### ②「遺贈」とは

被相続人の遺言によって、その財産を移転することで、「遺言書」に記載された被相続人の意志とおりに財産を取得することをいいます。

これと良く似た方法で、被相続人と個人との間で、生前に「死亡

の後に〇〇を贈与する」などの贈与契約を結んでいた場合の『死因贈与』がありますが、相続税の計算上は、「遺贈」として取り扱われます。

いずれにしても、「遺贈」の場合は、相続人以外の方に被相続人の財産が移転することができます。

### ③「相続人」とは

民法で定められた相続人をいいます。

○配偶者（内縁関係にある方は含まれません）

常に相続人になります。

○子 《第一順位》

子が被相続人よりも先に死亡している時等は孫（直系卑属）が相続人です。この場合の孫は「代襲相続人」といいます。

○父母 《第二順位》

被相続人に第一順位の相続人がいない場合、父母が相続人になります。この場合で、父母が被相続人より先に死亡している等の時、祖父母（直系尊属）が存命であれば、祖父母が相続人になります。

## ○兄弟姉妹《第三順位》

被相続人に第一順位、第二順位の相続人がいない場合は兄弟姉妹が相続人になります。この場合で、兄弟姉妹が被相続人より先に死亡している等の時は、おい・めい（兄弟姉妹の子）が相続人（代襲相続人）になります。

なお、おい・めいの子が相続人になることはありません（養子となっている場合を除く）。

## ④「法定相続人」とは

相続税に関する用語で「法定相続人」を用いるのは、

- ・基礎控除額算定の際の「法定相続人の数」
- ・みなし相続財産（死亡保険金、死亡退職金）の課税財産の算定の際の「法定相続人の数」
- ・相続税の総額の計算の際の「法定相続人に応じた法定相続分」

で、相続税法上の相続人の人数を決めるためにあります。

## ⑤「法定相続人の数」とは

相続放棄をした方があっても、放棄した方を人数に含めます。

他方、養子がいる場合、人数に含める養子の数には制限があります。

- ・被相続人に実子がいる場合 1人
- ・被相続人に実子がいない場合 2人(最大)

### 例1

○相続人が実子1人、養子2人のケース

A 相続人は3人ですが、

法定相続人は「実子1人+養子1人」の2人となり、

### 例2

○相続人が養子3人のみのケースでは

A 相続人は3人ですが、

法定相続人は「養子2人」の2人となります。

したがって、法定相続人を判定する場合には、「実子」「養子」の判定が重要になってきます。

参考までに、「実子」以外で「実子」とみなされるのは、...

- 特別養子縁組により養子となった方
  - 被相続人の配偶者の実子で被相続人の養子となった方
  - 実子や養子の代襲相続人である孫
- ・・・などです。

かなりややこしいですが、一度、簡単な「家系図」を書いてみるとイメージしやすいのかもしれませんが。

## ⑥ 「法定相続分」

民法に規定された相続分です。

主なものは次のとおりです。

	相続人	法定相続分
子がいる場合	配偶者	1/2
	子	1/2
子がいない場合	配偶者	2/3
	父母	1/3
子も父母も いない場合	配偶者	3/4
	兄弟姉妹	1/4

子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2名以上あるときには、それぞれの相続分は均等になります。

つまり、相続人が配偶者と子2名の場合は、

配偶者の法定相続分は  $1/2$

子の法定相続分も  $1/2$

ですから、子の各人の相続分は均等なので、

子1名分の相続分は、  $1/2 \times 1/2 = 1/4$

となるわけです。